

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営十八石堰地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月3日（水）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営仁井田東部地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月3日（水）から同年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター